

あきる野市行政改革推進プラン

－ 5つの行動計画 －

- ・ 計画期間について 1
- ・ 公共施設再配置計画 2
- ・ 委託・民営化推進計画 52
- ・ 受益者負担適正化計画 90
- ・ 補助金・負担金適正化計画 108
- ・ 定員管理・組織管理計画 138

平成19年5月

あきる野市

はじめに

当市の行政改革については、平成17年3月に策定した「あきる野市行政改革推進プラン（以下、「推進プラン」という。）」に基づき、計画的に取り組んでいるところであるが、特に、推進プランに定める財政健全化及び人事・組織改革については、より着実な改革を推進するため、あきる野市行政改革推進本部（以下、「推進本部」という。）の下、平成18年2月に5つの検討部会を設置して、次に示す方向性により検討してきた。

（1）公共施設再配置計画検討部会

公共施設については、現況調査を実施して、その利用状況や建設概要、老朽化状況などの現状把握と類似用途による相互利用の可能性などを検討し、施設の統廃合や有効利用等を検討する。

（2）委託・民営化推進検討部会

施設の管理運営関係の業務について、指定管理者制度の導入、民設民営化等の可能性を検討する。それ以外の業務は、公共サービス改革法の制定の趣旨等を踏まえ、公共サービスの委託化推進や事務事業の廃止、民営化等の可能性を検討する。

（3）受益者負担適正化検討部会

使用料、手数料について、原価計算や他市の状況把握等を行うとともに、「公共施設再配置計画検討部会」による現況調査の結果を活用し、現行の受益負担を把握した上で、納税者起点による公平性の観点から、受益特性に応じて今後の受益者負担のあり方を検討する。

（4）補助金・負担金適正化検討部会

補助金、負担金について、行政評価による事務事業評価の成果を活用しつつ、その実態調査を実施して、その課題を様々な視点で検証し、適正な支出の方向性を検討する。

（5）定員管理・組織検討部会

業務量調査を踏まえた「第2次定員適正化計画」策定のための基本的な方向性を提言する。業務の効率化については、「委託・民営化推進検討部会」との連携を図り、より一層の効率化を図れるよう検討する。また、政策体系に基づく組織等のあり方について、検討する。

5つの検討部会においては、これらの方向性に基づき各種調査や検討を進め、改革方針を示した報告書を取りまとめており、推進本部においては、これらの報告書に基づき審議を行い、5つの行動計画を策定したものである。

今後、これらの行動計画に示された方針に基づき、推進本部による進行管理の下、計画的に取り組むものである。

計画期間について

5つの行動計画は、推進プランに基づき推進するため、計画期間については、原則的に推進プランの計画期間である平成17年度から平成21年度までの5か年であるが、個々の行動計画の計画期間については、次のとおりとする。

(1) 定員管理・組織管理計画

この行動計画は、第一義的に「第2次定員適正化計画」を策定するための定員管理や組織のあり方の方向性を示すものであるため、「第2次定員適正化計画」の計画期間と同様に、平成19年度から平成23年度までの5か年とする。

(2) 委託・民営化推進計画

定員管理・組織管理計画においては、委託・民営化推進計画の「委託・民営化の方針」を踏まえることとしているため、2つの行動計画の関連性を踏まえ、委託・民営化推進計画は、平成19年度から平成23年度までの5か年とする。

(3) 公共施設再配置計画、受益者負担適正化計画、補助金・負担金適正化計画

これらの行動計画については、計画に影響を受ける他の計画等がないため、原則のとおり平成17年度から平成21年度までの5か年とする。